

# 日光市犯罪被害者等支援 ～見舞金のご案内～

犯罪行為により死亡された方のご遺族、又は重傷病を負われた方の経済的な負担の軽減を図るため、市より見舞金を支給します。

## 見舞金の種類、支給額、対象

見舞金の種類	支給額	対象者
遺族見舞金	30万円	犯罪行為により死亡した被害者の遺族。パートナーシップを宣誓している方も含みます。 《遺族の順位》 ① 配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。） ② 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（上位の順） ③ ②に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
重傷病見舞金	10万円	医療機関での療養の期間が1か月以上の被害者。精神疾患である場合は、療養期間が1か月以上であって、かつ、3日以上労務に服することができない被害者。

対象者は日光市民（外国籍含む。）に限ります。東日本大震災による避難者や DV・ストーカーなどで住民基本台帳に記録することが困難な方も含みます。

## 対象となる犯罪行為

日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪にあたる故意の犯罪行為が対象です。

加害者側の正当行為や正当防衛が成立する場合は、支援の対象外となります。危険運転致死傷のような故意による場合を除き、交通事故などの過失犯も対象外です。

## 支給されない場合

- ・ 犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者の間に3親等以内の親族関係がある場合  
※DVにより保護命令が発せられていた場合や児童虐待等に認められた場合を除きます。
- ・ 犯罪被害者又は第1順位遺族が犯罪行為を誘発した場合
- ・ 犯罪被害者又は第1順位遺族が暴力団等と密接な関係を有するとき
- ・ 見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき

## 見舞金の申請期限

当該犯罪を知った日から1年以内。ただし、犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、申請することはできません。

## 支給決定の取り消し

偽りその他不正の手段により見舞金の支給決定を受けたとき、市条例や規則の規定に違反したとき、犯罪行為に係る裁判の審判により犯罪行為に該当しなくなったときは、支給が取り消されます。支給決定が取り消された場合、既に見舞金を支給していたときは、返還しなければなりません。

## 申請に必要な書類

遺族見舞金	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 犯罪被害申告書</li><li>・ 遺族見舞金支給申請書兼請求書</li><li>・ 死亡診断書、死体検案書（死亡被害者の死亡の事実、死亡年月日がわかるもの）</li><li>・ 住民票の写し（当該犯罪行為が行われたときに、遺族が日光市民又は日光市に居住していたことがわかるもの）</li><li>・ 戸籍謄本又は抄本（申請者と死亡被害者との続柄がわかるもの。第1順位遺族であることがわかるもの）</li><li>・ 事実上婚姻関係にあった者であるときは、その事実が確認できる書類</li><li>・ 被害者の収入により生計を維持していた者（配偶者は除く。）であったときは、生計を維持していた事実を確認することができる書類</li></ul>
重傷病見舞金	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 犯罪被害申告書</li><li>・ 重傷病見舞金支給申請書兼請求書</li><li>・ 診断書</li><li>・ 住民票の写し（当該犯罪行為が行われたときに、被害者が日光市民又は日光市に居住していたことがわかるもの）</li><li>・ 被害届が警察に受理されていることを証明する書類</li></ul>

※ 市が保有する情報の取得について同意書を提出していただくことで、住民票や戸籍謄本などの提出を省略させることができます。

## (Q&A)

Q：1つの事件で家族の方2人が亡くなった場合の遺族見舞金の扱い

A：1件の事案と考え、遺族見舞金の支給額は30万円になります。

Q：第1順位遺族が遺族見舞金の支給を辞退した場合、下位順位遺族が遺族見舞金を申請できますか。

A：申請できません。

Q：代理人により見舞金の申請はできますか

A：申請を行う者が未成年又はやむを得ない事情により当該見舞金を申請できない場合は、代理人により代理申請をすることができます。ただし、その場合は、戸籍謄本その他の代理人の資格を証明する書類を添付しなければなりません。

## 相談窓口・お問い合わせ

日光市市民生活部生活安全課生活環境係

電話：0288-21-5112

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土日・祝日及び年末年始を除く）